

釜屋内
三猿文庫

平市公報

第二號

昭和十三年五月十六日

四月十七日自治制發布 五十周年記念式ニ於テ 賜ハリタル勅語

朕惟フニ皇祖考維新ノ大猷ヲ弘メ地方自治
體ノ制ヲ整ヘタマヒテヨリ茲ニ五十年ニ及
ヒ治績見ルモノアリ
今ヤ希有ノ時局ニ際會セリ 朕カ忠良ナル
臣民克ク私ヲ去リ公ニ奉シ規制ニ恪遵シテ
益々自治ノ根柢ニ培ヒ以テ國家無疆ノ康福
ヲ増進センコトヲ期セヨ

自治制發布五十周年に際して

自治制布かれて茲に五十星霜、我國勢の隆昌を壽ぐ政府主催の自治制發布五十周年記念式は四月十七日宮城前に於て畏くも 天皇陛下御親臨の下に市町村長、地方長、官自治功勞者關係各省官吏其の他參集の上嚴肅なる式典を舉行せられ特に有難き勅語を賜はり、次で内務大臣より優良市町村並多年勤績の市町村長其の他の吏員及市町村會議員等自治功勞者の表彰を行はれましたことは誠に恐懼感激に堪へざると共に自治關係者の責任愈々重大なるを痛感するのであります。

惟ふに明治二十一年四月市制町村制發布に當り畏くも 明治大帝に於かせられては特に上諭を附して市制町村制定の趣旨を示し給ひ又發布と同時に政府は市制町村制定理由を公表し自治制度確立の指導原理と自治に關し臣民の覺悟と責務とを明示せられたのである。爾來幾度か制度に改正を加へられたけれども其の根柢に至つては今も尙變る所ないのである、自治の運用に關しては國民も亦次第に之に習熟して大体其の運用を誤らず、遂に自治体今日の發達を見るに至つたのであるが其の間に於ける先輩當事者が本制度運営に心血を傾倒し國運進展に寄與する所實に大なるものあるに對し衷心より敬意を表する次第であります、今回の祝典に際し各地方に於ても夫々記念式典を舉げ適切なる記念事業を行ひ中央と相呼應し自治の振興を策し滅私奉公の精神を振作して全体主義的立場に立つて自治の龍潛を強調して居りますことは自治制將來の向上發展の爲め洵に慶祝に堪へざるところであります。

回顧すれば本市も自治制發布當時は一小町村に過ぎざりしも歴代當局吏員の熱誠なる努力と名譽職各位の圓滿なる協力とに依り年と共に町勢の進展を見るに至り、昭和十二年六月一日より平町及平窪村を廢し茲に平市を設置せられ今や人口三萬三千を算する至れるは實に隔世の感あると共に慶祝に堪へざる所であります。然れども都市として其の内容を充實し体制を整備するの要極めて緊切なるの秋未會有の支那事變に遭遇し市民の責務は一層重大なるを痛感せらるるのであります、職に其の任に在ると否とを問はず舉市一体聖旨を奉体し克く私を去り公に奉し以て市政の明朗圓滿なる振興發達を圖ると共に我國現下の時局に對處し國難打開に邁進せねばならぬと信する次第であります。

平市長 青沼 銚太郎

市制實施前累代町村長

在職期間 二年五ヶ月 三ヶ月 二月 五年四ヶ月 四年 二年二ヶ月 一年八ヶ月 十八年六ヶ月 七年八ヶ月	平町時代 氏名 石川 權助 漆原 昌徳 龜山 惟威 荒上 至重 村上 清通 川島 至善 殿木 甚治 伊坂 員正 伏見 彦衛	在職期間 四年八ヶ月 八年 十三年九ヶ月 三年五ヶ月 十四年四ヶ月 一年十ヶ月 七年 一ヶ月	平窪村時代 氏名 青沼 鋒太郎 室 直興 木田 源一 本城 藤一 松崎 松治 木田 勝治郎 草野 常彌 草野 常彌 臨時代理者 草野 常彌
在職期間 七ヶ月 十一月 三ヶ月 一年九ヶ月 八年 五ヶ月 三年三ヶ月 八ヶ月	職名 氏名 松本 與三郎 鈴木 萬次郎 荒 至重 龜山 惟威 祭主 治英 小山 祐五郎 漆原 昌徳 井上 茂作	在職期間 三年四ヶ月 二年四ヶ月 二月 七ヶ月 二十五年 八年 一年 五年一ヶ月	有給 氏名 漆原 昌徳 祭主 治英 會田 清敏 鈴木 清靜 吉田 三郎 荻 善述 廣瀬 銑一郎 伏見 彦衛

同 上助役 (平町時代)

四年 二年一ヶ月	佐藤 要四郎 遠藤 長誠	五年九ヶ月	酒井 寅之助
在職期間 七年五ヶ月 一年四ヶ月	氏名 大和田 眞澄 大和田 銀藏	十八年二ヶ月 五月 一年二ヶ月 八ヶ月	草野 常彌 松本 七郎治 松本 三郎治 小長 長佐
平町時代 在職期間 三十年二ヶ月 十三年七ヶ月 二年六ヶ月	氏名 植村 恕忠 大河原 金之助 西野 源次郎	八年 十四年八ヶ月 十二年 五年一ヶ月	上妻 綱次郎 金 成 庄 吾 松崎 由雄 鈴木 忠三郎

市制實施後 市長、助役、收入役

市長	青沼 鋒太郎	臨時代理者	酒井 寅之助	臨時代理者	西野 源次郎
助役	長 青沼 鋒太郎	助役	伊藤 秀吉	收入役	西野 源次郎
備考	市長ハ昭和十二年八月二十日助役收入役ハ同年九月十六日就任ス				

表彰

四月十九日福島地方裁判所長ヨリ戸籍、寄留事務成績優良ノ故ヲ以テ縣下

四市及白河町表彰セラル表彰狀左ノ如シ

表彰狀

福島縣 平市

戸籍及戸寄留事務ノ成績優良ニシテ他ノ模範ト爲スニ足ル仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

昭和十三年四月十九日

福島地方裁判所長 高野 寛 治

四月二十九日縣並ニ縣町村長會合同主催ノ下ニ縣教育會館ニ於テ舉行セル自治制發布五十周年記念式ニ於テ本縣知事ヨリ永年勤続自治功勞者トシテ表彰サレタ者ハ町村長十二名、助役八名、收入役四名、書記二十四名、町村會議員二十八名、合計七十六名内本市該當者小泉書記ノ功績ヲ摘記スレハ左ノ通テアル

表彰狀

平市書記 小泉 長 佐

多年地方自治ノ要職ニ膺リ恪勤精勵職務ニ盡瘁シ功勞尠カラズ仍テ自治制發布五十周年記念式ニ當リ文庫壹個ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

昭和十三年四月二十九日

福島縣知事從四位勳三等 君 島 清 吉

(功績概要)

明治四十一年七月石城郡平窪村書記拜命、昭和四年九月助役ニ昇任、昭和十二年六月平窪村ヲ平町ニ併合シ市制施行同時ニ平市書記トシテ就職シ地方自治ノ事務ニ携ハルコト勤續二十九有餘其ノ職務ニ勉勵ナリシハ他ノ模範トスルニ足ルモノナリ

任免辭令

四月二十二日發令

書記補ヲ命ス

雇 長谷川 正 男
書記補 長谷川 正 男

依願解職

委員會

四月九日	土木委員會	四月廿八日	公會堂委員會
四月十三日	土木委員會	五月三日	第五小學校敷地委員會
四月十四日	水道委員會	五月五日	土木委員會
四月廿三日	土木委員會	五月九日	第四小學校委員會
四月廿三日	公會堂委員會	五月十一日	公會堂委員會

市參事會

昭和十三年五月十日開會附議事件左の如し

- 一、昭和十三年度平市歳入出豫算追加の件
- 一、地租附加税及特別地稅附加稅徵收期日變更の件
- 一、市有地貸付の件
- 一、特別稅戶數割の訴願に對する辯明の件
- 一、水道不用品賣却處分の件
- 一、寄附採納の件 (五件)
- 一、區長推薦の件
- 一、自治制五十周年記念式舉行に關する協議

文 書

四月中文書收受發送數

區 分	收受數	發送數	計
庶務課	四二七	四五八	八八五
學務課	一六五	二〇六	三七一
工務課	二五二	七四	三二六
社會課	九七	一〇八	二〇五
産業課	三一〇	四二二	七三二
戶籍、寄留課	四七七	三六〇	八三七
兵務課	二二二	二四〇	四五二
財務課	二四一	五九一	八三二
職業紹介所	三二八	二六五	五九三
計	二、五〇九	二、七二四	五、二三三
四月中證明件數			
印鑑	二四九	一〇八	三
家屋	一七	二八二	諸資格
其他	三	六八九	二七
計			

産 業

銅使用制限規則施行に就て

昭和十三年四月二十三日商工省令第十八號を以て銅使用制限規則を改正せられ五月一日より施行せらるることとなりました。
本規則に於て銅、合金とは黄銅(真鍮)青銅、砲金、洋銀(洋白)及赤銅を謂ふのでありまして之を建築物の屋根、庇、樋、化粧張、煙突、排氣筒、粹

扉、窓格子、手摺、階段、止止、又は日除金具として使用せんとする者は地方長官の許可を受けることとなりました。
而して許可を受けんとするものは規則第三條に掲ぐる左の事項を記載したる許可申請書を要します。

一、銅又は銅合金の種類別用途、使用數量 二、銅又は銅合金を使用せんとする事由 三、建築物の位置 四、建築物の用途 五、建築物を建築する場合に在りては工事着手及竣工の豫定時期 六、請負人あるときは請負人の氏名名稱

又左に掲ぐる物品又は部分品を製造する場合に於て銅又は合金を使用せんとするときは地方長官の許可を受けることとなる(規則第四條)

三、火鉢箆筒、机、傘立、帽子掛、其他の家具什器 六、煙管、灰皿、煙草盆、其他の喫煙用器具 八、簪、ピン帶止、鎖、指輪、其他の裝身具 一一、玩具 一三、看板及廣告用文字 一四、家庭用金物及雜貨

(以上の外平市に該當なきと認むるものは省く)

前項の許可を受けんとする者は左の事項を記載せる申請書を提出すること
一、製造する物品の名稱及數量 二、銅又は銅、合金の種類別使用數量
三、使用する新銅又は新銅合金が規則第六條の規定に依る許可を受けたるときは其相手方別購入數量 四、銅又は銅合金を使用せんとする事由

以上は其概要を記述せるに過ぎませんが、但し本則施行の際規則第二條の建築物等に使用中のもの規則、第四條、第六條に掲ぐる物品若くは部分品原料若くは材料製造中のものは所定の事項を地方長官に届出づべく又製造を爲すを業とする者は五月一日現在の當該物品又は部分品の在庫數量を二週間以内に地方長官に届出を要します、其他の詳細は市役所に就き問合せられたし。

度量衡係員設置に就て

世の進展と共に度量衡は社會百般の事に最も深い關係がありまして物品の賣買に付ても家庭生活上にも其影響が尠くないので物の計量の精密と正確とを期する事が必要であります。就て從來縣の檢所の方で度量衡器の檢査取締を致して居りましたが、縣下一般に亘り居ります關係上、其調査指導に中々手が行き届きませんので種々不便の點がありました。此度本市に於て其の指導調査の專任の技術者を置き先進都市同様各戸毎に訪問して度量衡器の檢査及商品の度量衡に依る計量上の調査並指導等を致す事になりました。市の係員の行ふ事は縣の行ふ取締と違ひまして皆さんの相談相手となり専ら指導を主として居ります。今後市の係員が訪ねました際は腹藏なく御申出下さいまして其指導を充分に受けらるゝ様希望いたします。

第三回東北振興物産宣傳大會

- 一、見本市
 - 會期 昭和十三年五月三十日三十一日二日間
 - 會場 東京日本橋區室町三越本店五階
- 二、展示會
 - 會期 昭和十三年 自六月一日 十二日間
 - 會場 全 上
- 三、競技會
 - 會期、會場、展示會ニ同
 - 本市出品 木工品、玩具、ムシカマド、海産加工品

公園觀櫻客と平驛乗降人員

本年四月九日より二十日迄に於ける松岡公園觀櫻客團體申込は左の如く昨

年(四月十日より二十三日迄)に比し減少するも一般觀覽者は大差なかるべく尙花の季節に於ける平驛乗降客を掲げて参考に供します。

種別	本年	前年	最多觀覽人
申込件數	三二四	二八七	八〇
觀覽人數	七、一九六	九、四七六	一、五九五
貨運數	三、八四三	五、〇一五	八八三
平驛乗降人員			一、二〇八
種別	本年	前年	摘要
乘車	五二、四七九	六〇、九一六	
降車	五〇、〇〇七	五七、八三七	
最多(乘降)	八、〇七四	一二、五〇〇	本年ハ四月十七日
最多日(臨時降車)	七、八〇五	一〇、七八三	前年は四月十八日
	一、五二三	二、五七二	

兵事

四月二十四、五の兩日執行せられたる本年度壯丁受檢人員及成績は左の通りであります

本籍	入寄留	壯丁	成績
甲 一五三名	甲 八九名	高等學校卒	一八
乙 六二名	甲 三二名	中 卒	四六
丙 三〇名	乙 一七名	中 途	一四
丁 三三名	乙 二二名	高小 卒	一〇九
丙 二三名	丙 一三名	高小 途	八
丁 五名	丁 三名	尋 卒	四一
戊 二名	二名	尋 途	六

市 葬

故陸軍歩兵軍曹丸山芳春氏の市葬は四月二十二日午後一時式場たる第三小學校講堂に於て青沼市長司祭者となり野崎委員長、蓮沼、藤田、山崎、伊藤副委員長、市葬係員、夫々分擔盛大裡に執行せらるる式場には各部隊長代理聯隊區司令官、縣知事、市名譽職、官公衛長、各種團體を始め一般市民中小學生等多數參列所定の順序により野崎委員長開式を述べ一同英靈に對し拜禮の上神式、佛式に移り市長の祭文三陸軍長官の代拜知事代理を始め其他遂次弔詞、玉串捧奠、燒香、遺族の玉串捧奠、燒香をなし、弔電朗讀一同拜禮、市長の挨拶、遺族の謝辭、次で伊藤副委員長の閉式の辭にて午後三時悲しみの盛儀は嚴肅裡に滞りなく終了したり。

戸籍及寄留

四月中戸籍件數		轉籍	
本籍人	非本籍人	一家創立	追完
出生	七七	一九七	一五
認出	三二	一	一
養子縁組	一〇九	一	一
同籍	九	一	一
離婚	一	一	一
婚姻	三五	一	一
後見人及	一	一	一
保佐	一	一	一
死亡	一	一	一
相續	一	一	一
入籍	一	一	一
廢家	一	一	一
分家	一	一	一
計	一〇九	一九七	一五

四月中寄留件數		寄留抄本	
計	寄留	計	覽
住所寄留	二二八	計	一七七
居所寄留	二	寄留抄本	一七件
出寄	七八	覽	一八件
計	二〇八		

衛生

四月中埋火葬
 火葬三七 埋葬二五 死産四 計六六件
 春季清潔法日割
 五月六日 舊平窪村一圓
 五月十六日 舊平町西部及北部一帯
 五月十七日 同 東部

財務

租税制度の改正と市税の賦課徴収に關する措置

第七十三回帝國議會の協賛を経たる中央、地方を通ずる租税制度の改正に付ては支那事變の勃發によつて税制の基礎となるべき諸般の經濟事情並びに國民負擔力に相當の變化を來しつゝあるので政府に於ては此の際全般的には改正を行ふ時機に非ずとしてこれを見合せることとし目下の措置としては現行租税制度の上にて於て出來得る限り負擔の適正を圖るといふ趣旨で各税に亘り部分的の事項についてのみ改正を加へたものと思はれる、即ち臨時租税増徴法中改正法律外七件の法律は是に關するものであり、既に去る四月一日より施行に相成つて居るのである。

次に支那事變に關する臨時軍事費豫算として第七十一回及び第七十二回の兩度の帝國議會の協賛を経た額は新聞雜誌等で御承知の如く貳拾五億四千萬圓であるが今回更に四拾八億五千萬圓と云ふ巨額の豫算を追加計上するの必要を生ずるに至つたので、此の財源は大部分を公債に俟つこととなつたが、其の一部は租税によつて之を支辨するのが適當と認められ、これは獨り財政上の見地より斯く認められたばかりでなく此の際銃後の國民が其

の分に應じて租税に因つて國家に奉仕すると云ふことは正に當然の責務であるとの趣旨に出でたものである、其の増税の内容は租税制度の根幹とも云ふべき所得税を中心として増收を圖ると共に事變の影響等により利益の増加したる方面に對しては臨時利得税を改正して、その増加利益に重課することとせられ、更に比較的擔税力ありと認めらるゝ方面の消費する物品又は行為に對し課税するの趣旨を以て從來の物品特別税の課税範圍を擴張して物品税と爲し、また新に通行税及び入場税をも創設せられたのである更に今回の事變の影響等により一方に於て利益の増加したる者あるに反し他の一面に利益の著しく減少して居る向もあり、特に自作農者又は中小商工業者にして今回の支那事變の影響等により収益の著しく減少せる方面に對しては此の際その負擔する地租又は營業收益税の軽減を圖ることが適當と認めらるゝ至つたのである。

又現在我國に於て不足せる重要礦物の増産を圖る爲の一部の鑛業税及び特別鑛産税を免除せられ棉花の節約に資する爲には或る種の織物を課税外に置くの必要があると云ふので今回制定せられた、臨時租税措置法なるものはこれ等主として時局に關聯して執るべき租税上の措置を一括して規定せられたものと謂はれて居る。是亦四月一日より施行に相成つて居るのである以上の如くあつて従つてこれ等に伴つて地方税についても改正を見るに至り且つ之が賦課徴收に付ては臨時的措置を執ることと相成つたことは蓋し當然の歸結と謂はねばならぬ。

今回地方税に關し勅令及省令を制定公布せられ、これが實施に關し市税の賦課徴收に關する措置については其の留意すべき事項を特に縣より左の如く通牒せられた。

通牒文の抜萃

記 (本文省略)

一、地租附加税及特別税の賦課徴收期日は之を八月以降に繰下ぐることに、

但し既に賦課したる向に在りては後日補給金の交付に伴ひ該税の軽減を要する場合は還付等繁雜なる手續を要すべきことあるを豫め了承のこと

二、前項の措置に因る財源の補填等の爲家屋税附加税の徴收期日を本税同様繰上ぐることに(家屋税の徴收期日繰上に關しては考究中に付追て通牒す)

三、戸數割の徴收期日はなるべく八月以降に繰下ぐることに。

尙地租附加税、特別地租附加税は縣税地租附加税及特別地租と同時に徴收することとなる。

廳中記事

四月十一日 平市外九ヶ村に對する補給金配分資料調査打合會を市會議事堂に開催、齋藤地方課長、庶務課、稅務出張所員出張指示せらる。

四月十一日 磐城高等女學校講堂に於て石城郡及双葉郡の一部愛國婦人會役員會開催。

四月十一日 現職區長吉田鎮政氏葬儀に付市より弔慰金、花輪を呈し關係者參列、市長より弔詞ありたり。

四月十五日 鐵工業者の會合あり縣より平子屬出張。

四月十五日 慰問袋募集に關し學校長、愛國婦人會、國防婦人會幹部、其他關係者の協議ありたり。

四月十五日 名譽の戦死者丸山軍曹遺骨午後六時二十二分平驛に無言の凱旋せられ青沼市長、市會議長、名譽職員、官衙、學校長、軍人分會、青年團、愛國婦人會、國防婦人會、其他多數出席へたり。

四月十七日 縣社子鉞倉神社例祭に付伊藤助役供進使代理として參向した。

四月二十日 縣下市長會をマルトモホールに開催各市提出案件に付協議打合をなしたり、縣より田中地方課長、忽那工場課長、齋藤臨席せらる。

四月二十一日 旭川市参事會一行來廳、土木、水道施設、衛生、汚物處理に關する視察をなす。
 五月一日 第三小學校講堂に於て滿鐵消費組合一行仕入品調査に關する協議會あり、濱三郡食料品生産者多數出席したり。
 五月一日 名譽の戦病死を遂げたる高橋上等兵、菅本特務一等兵遺骨午後六時二十二分平驛に無言の凱旋せられ、青沼市長、市會議員、名譽職、官衙、學校長、軍人分會、青年團、愛國婦人會、國防婦人會、其他多數出迎へたり。

五月三日、市葬執行に關する協議會開催す。
 五月四日 忠魂祭典舉行に關し平市長、町村長會石城支會長、平市聯合分會長、平警察署長、町村長會支會評議員、其他關係者の協議會あり五月十五日と決定したり。
 五月六日 平市体操大會に關し關係者打合會を開き六月二日磐中グラウンドに開催の件決定。
 五月九日 北畠顯家卿六百年祭奉修會組織に關し協議會を開く。
 五月十日 第一小學校に於て勸蒙開拓青少年壯行會を舉行。

全國各市施行年月日及最近人口

(奥羽六縣、北海道)

市名	市制施行年月日	人口
北海道		
札幌	明治三三、一〇、一	一九六、五四一
函館	〃 三三、一〇、一	二〇七、四八〇
小樽	〃 三三、一〇、一	一五三、五八七
旭川	〃 三三、一〇、一	九一、〇二一
室蘭	〃 三三、一〇、一	六五、〇九五
釧路	〃 三三、一〇、一	五六、一七〇
帯広	〃 三三、一〇、一	三五、六九五
青森		
弘前	明治二二、四、一	五〇、七二七
青森	〃 三三、一〇、一	九三、四一四
八戸	昭和四、五、一	六二、二二〇
宮城		
仙台	明治二二、四、一	六〇、六四八
秋田	明治二二、四、一	六〇、六四八
酒田	昭和八、四、一	三一、八六六
鶴岡	大正三三、一〇、一	三七、二二四
米澤	〃 二二、四、一	五〇、四四八
山形	明治二二、四、一	六九、九三一
山形	〃 二二、四、一	五〇、四四八
盛岡	明治二二、四、一	六九、一三〇
盛岡	〃 二二、四、一	三六、二三〇
釜石	昭和二二、五、五	三六、二三〇
岩手		
石巻	昭和八、四、一	三三、五三〇
仙臺	明治二二、四、一	二二九、五四七
仙臺	〃 二二、四、一	二二九、五四七
福島		
若松	明治三三、四、一	四八、五七四
福島	〃 四〇、四、一	四八、四八四
郡山	大正一三、九、一	五四、七〇九
平	昭和二二、六、一	三二、二九三
新潟		
新潟	明治二二、四、一	一三四、九九二
新潟	〃 三三、四、一	六二、一三二
長岡	〃 四四、九、一	三一、二八四
高田	〃 四四、九、一	三一、二八四
高田	〃 四四、九、一	三一、二八四
三條	昭和九、一、一	三四、六四九
富山		
富山	明治二二、四、一	八九、一二七
富山	〃 二二、四、一	五七、二四九
高岡	〃 二二、四、一	五七、二四九
石川		
金澤	明治二二、四、一	一七四、六五九

市名	市制施行年月日	人口
福井	市制施行年月日	人口
福井	明治二二、四、一	九一、二〇三
郭賀	昭和一二、四、一	三〇、九一一
長野	長野	
長野	明治三〇、四、一	七七、三二五
松本	〃 四〇、五、一	七三、三五三
上田	大正八、五、一	三五、三八〇
岡谷	昭和一一、四、一	四一、三三三
飯田	〃 一二、四、一	二九、三九八
東京	東京	
東京	明治二二、五、一	五八九五、八八二
八王子	大正六、九、一	五九、四九四
神奈川	神奈川	
横濱	明治二二、四、一	一七二二、九〇二
横須賀	〃 四〇、二、一五	一八七、一八六
川崎	大正二三、七、一	一六九、〇二二
平塚	昭和七、四、一	三八、三四八
埼玉	埼玉	
川越	大正一一、二、一	三五、一九二
川口	昭和八、四、一	五三、七六六
熊谷	〃 八、四、一	三七、六四九
浦和	〃 九、二、一	四四、三二八
群馬	群馬	
前橋	明治二五、四、一	八七、一七一
栃木	栃木	
高崎	明治三三、四、一	六四、二八三
桐生	大正一〇、三、一	八三、九四八
宇都宮	明治二九、四、一	八七、一二九
足利	大正一〇、一、一	四八、八七五
栃木	昭和一二、四、一	三一、三三五
茨城	茨城	
水戸	明治二二、四、一	六三、八一六
千葉	千葉	
千葉	大正一〇、一、一	八五、五五一
銚子	昭和八、二、一	六〇、七二二
市川	〃 九、一、三	四六、七一
船橋	〃 一二、四、一	四三、〇二〇
山梨	山梨	
甲府	明治二二、七、一	八二、六六四
愛知	愛知	
名古屋	明治二二、一〇、一	一一、一〇、三二四
豊橋	〃 三九、八、一	一四〇、七三五
岡崎	大正五、七、一	七七、一九五
一宮	〃 一〇、九、一	五三、三七六
瀬戸	昭和四、一〇、一	四七、五五三
半田	〃 一二、一〇、一	四九、八一
静岡	静岡	
静岡	明治二二、四、一	二〇〇、七三七
滋賀	滋賀	
大津	明治三一、一〇、一	七一、〇六三
彦根	昭和一二、二、一	三三、三〇六
京都	京都	
京都	明治二二、四、一	一、〇八〇、五九三
福知山	昭和一二、四、一	三二、四五
奈良	奈良	
奈良	明治三一、二、一	五五、九六八
大阪	大阪	
大阪	明治二二、四、一	二、九八九、八七四
岐阜	岐阜	
岐阜	明治二二、七、一	二二八、七二一
大垣	大正七、四、一	五一、一二九
高山	昭和一一、一、一	二八、九六二
三重	三重	
津	明治二二、四、一	六七、八八一
四日市	〃 三〇、八、一	五八、四七一
宇治山田	〃 三九、九、一	五二、四九四
松坂	昭和八、二、一	三五、六六一
桑名	〃 一二、四、一	三七、二九一

平市公報 第二號 昭和十三年五月十六日 (毎月一回十五日發行)

宇部	山	三	福	吳	尾	廣	津	倉	岡	西	明	尼	姫	神	兵	海	新	和	布	豐	岸	堺	市名	
關	原	山	山	道	島	島	山	敷	山	宮	石	崎	路	戸	庫	南	宮	山	施	中	和	堺	市名	
大正	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	市制施行年月日
一〇、一一	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	一、一三	人
七六、六四二	三六、八三一	五八、一八六	三三、三三三	四七、八六八	三〇、一一八	三六、〇九二	三六、〇九二	三六、〇九二	一六六、一四四	八九、九〇九	四二、六二四	二五、五五八	九一、三七五	九一、三七五	二九、九一七	三二、〇五五	二九、九一七	一七九、七三二	九五、九一五	三六、六八八	三九、〇九七	一四一、二八六	人口	
若松	小倉	門司	久留米	福岡	高知	高知	新居濱	宇和島	今治	松山	丸龜	高松	香川	德島	米子	鳥取	島根	松江	防府	徳山	萩	山口	市名	
大正	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭	市制施行年月日
三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	三、四一	人
七三、三四五	一一〇、三七二	一一〇、三七二	九一、九二〇	二九一、一五八	一〇三、四〇五	三三、五五六	三三、五五六	五二、二八〇	五二、二八〇	八二、九四〇	二九、六一五	八六、八四〇	一一六、二〇六	三三、七三四	四八、五四五	五二、〇三三	五二、〇三三	五二、〇三三	五二、〇三三	五二、〇三三	五二、〇三三	五二、〇三三	五二、〇三三	人口
備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	市名
備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	備前	市制施行年月日
二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	人
二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	二、一〇	人口

昭和十三年五月十六日

發行所 平市役所

印刷者 川崎文

印刷所 常磐毎日印刷株式會社

電話 六三〇番